

令和 7 年度静岡県強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）開催要領
（令和 7 年度静岡県重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）開催要領）
（令和 7 年度静岡県行動援護従業者養成研修 開催要領）

1 目 的

行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されるところです。一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができていることが知られています。

このため、強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（以下「基礎研修」という。）及び適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（以下「実践研修」という。）を開催します。

2 本研修の取扱い

本研修は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」平成 29 年 8 月 3 日付け障発 0803 第 1 号）に定められているカリキュラムの内容に沿うものです。

なお、本研修は静岡県重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）及び静岡県行動援護従業者養成研修を兼ねて開催します。基礎研修修了者は、静岡県重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）、基礎研修及び実践研修修了者は、静岡県行動援護従業者養成研修を修了したこととなります。詳細は、別添「令和 7 年度静岡県強度行動障害支援者養成研修等研修実施体制について」を参照してください。

3 実施主体 静岡県

なお、事務の一部を株式会社東海道シグマへ委託して実施します。

4 開催日及び開催方法（基礎研修、実践研修共に希望日程を選択して申込みいただきます。）

(1) 基 礎 研 修

地区	開催日	会場
中部①	令和 7 年 9 月 25 日（木） 及び 9 月 26 日（金）	静岡県総合研修所もくせい会館（富士ホール） 静岡市葵区鷹匠 3 丁目 6－1
中部②	令和 7 年 10 月 7 日（火） 及び 10 月 8 日（水）	静岡県総合研修所もくせい会館（富士ホール） 静岡市葵区鷹匠 3 丁目 6－1

(2) 実 践 研 修

地区	開催日	会場
中部①	令和 7 年 11 月 13 日（木） 及び 11 月 14 日（金）	静岡県総合研修所もくせい会館（富士ホール） 静岡市葵区鷹匠 3 丁目 6－1
中部②	令和 7 年 11 月 20 日（木） 及び 11 月 21 日（金）	静岡県総合研修所もくせい会館（富士ホール） 静岡市葵区鷹匠 3 丁目 6－1

5 受講対象者

基礎研修、実践研修ともに、受講決定した研修日程の全てのプログラムに出席可能な者であり、静岡県または静岡県内の市町から指定を受けて（又は受ける予定で）障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された知的障害、精神障害のある児者を支援対象にしたサービスを実施する（又は実施する予定の）事業所等の職員のうち、知的障害、精神障害のある児者への支援経験がある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とします。

なお、実践研修の受講には、基礎研修の修了が必須となります。今年度基礎研修と実践研修の両方を受講申込することも可能ですが、基礎研修を修了できなかった場合は、実践研修を受講いただくことができません。

6 受講定員 基礎研修各回 120 名程度、実践研修各回 120 名程度

7 研修内容

- ・ タイムスケジュール等研修詳細は、受講決定通知の際にあらためてお知らせします。
- ・ 演習はグループワークとなります。グループ分けについては、当日お知らせします。

(1) 基礎研修

1日目（予定）		2日目（予定）	
時 間	プログラム	時 間	プログラム
9：30～	受 付	9：00～	受 付
9：55～10：00	開 会	9：15～10：45	【演習】特性の分析
10：05～10：10	【講義】研修のねらい	10：50～11：50	【講義】チームプレイの基本
10：10～10：40	【講義】強度行動障害の理解(前半)	11：50～12：45	昼 休 憩
10：45～11：45	【講義】強度行動障害の理解(後半)	12：45～13：45	【演習】チームプレイの基本
11：45～12：45	昼 休 憩	13：50～14：50	【講義】行動障害と虐待防止
12：45～14：45	【演習】強度行動障害の理解	15：00～16：00	【講義】実践報告(支援の実際)
14：55～16：25	【講義】支援のアイデア	16：00～16：30	【講義】研修の意義(家族の気持ち)
16：35～17：35	【演習】基本的な情報収集	16：30～	修了証書授与
17：35～	諸 連 絡		

(2) 実践研修

1日目（予定）		2日目（予定）	
時 間	プログラム	時 間	プログラム
9：30～	受 付	9：00～	受 付
9：50～10：00	開 会	9：15～11：15	【演習】手順書の作成（後半）
10：00～12：00	【講義】支援を組み立てるための基本	11：25～12：55	【講義】記録の分析と支援手順書の修正
12：00～13：00	昼 休 憩	12：55～13：50	昼 休 憩
13：00～14：00	【演習】アセスメントの方法（前半）	13：50～14：50	【講義】組織的なアプローチ
14：05～16：05	【演習】アセスメントの方法（後半）	15：00～15：30	【講義】実践報告
16：15～17：15	【演習】手順書の作成（前半）	15：35～16：35	【講義】関係機関との連携
17：15～	諸 連 絡	16：35～	修了証書授与

8 受講料

基礎研修 10,000 円

実践研修 10,000 円

【受講料の納入について】

障害福祉課から、受講決定通知とは別に、納入通知書を送付します。

納入通知書の送付先は、研修申込書に記載の事業所の住所となります。納入通知書に記載された納期限までに必ず振り込み手続きを行ってください。

- ※ 受講決定後にキャンセルする場合は、納期限までに下記 9 の問い合わせ先に連絡し、受講料を納入しないよう御注意ください。
- ※ 納期限までに受講料が納入されない場合は、修了証書を発行いたしません。
- ※ 受講経費は返金しませんので、御留意ください。（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合であっても返金しません。）

9 受講申込方法等（問い合わせ先）

(1) 申込方法 **詳細は、別添「申込みについて」を参照してください。**

- ・ 別紙により事業所ごとに郵送で申込みください（個人からの申し込み不可）。
- ・ 申込書に不備がある場合、申込みを受け付けることができない場合があります。

(2) 受講申込書類の送付等

- ・ 本研修事業の一部事務を株式会社東海道シグマへ委託しています。
- ・ **受講申込書類の送付先** は、下記のとおりです。下記受講申込書類の送付先以外へ送付いただいた場合は、申込みとなりませんので、御注意ください。
- ・ 研修内容の質問等については、下記 **問い合わせ先** までお願いします。

受講申込書類の送付先

委託業者：株式会社東海道シグマ

強度行動障害支援者養成研修事業事務局

住 所：〒420-0857 静岡市葵区御幸町 8-1 JADE ビル 6 階

※宛名横に **研修申込書類在中** と朱書き

電話番号：054-272-0206 受付時間：平日 9:00～17:00（土、日、祝日休み）

問い合わせ先

静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課知的障害福祉班

電話番号：054-221-2366

10 申込期限 **令和 7 年 7 月 25 日（金）必着**

11 受講決定

障害福祉課にて受講者及び受講会場を決定の上、株式会社東海道シグマから受講申込書類に記載された事業所等の住所へ郵送にて受講可否を通知します。

令和 7 年 9 月 3 日（水）までに受講可否についての通知（郵送）が届かない場合は、上記 9 の**受講申込書類の送付先**、受講料の納入通知書が届かない場合は、上記 9 の**問い合わせ先**まで必ずお問い合わせください。

受講日程、受講者の変更は原則できませんので御留意ください。

12 研修受講に係る交通費・滞在費等

受講者側の負担となります。また、昼食は各自で対応してください。

13 修了証書の交付

受講決定した研修日程全てを修了した者に、「修了証書」を交付します。

なお、修了証書は、基礎研修修了者については、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）と重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）の 2 種類を交付します。実践研修修了者については、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の 1 種類を交付します。

14 個人情報の取扱い

本研修申込みにおいて知り得た個人情報は、本研修事業以外の目的には使用しません。

15 その他

- (1) 研修当日は、公共交通機関をご利用ください。
- (2) 研修当日は、出席確認のため、受付時に出席簿にサインをしていただきます。
- (3) 車椅子の方など介助が必要な場合は、上記9の問い合わせ先まで申込時にお知らせください。
- (4) 研修当日の遅刻・早退・欠席・中抜けなどについては欠席扱いとし、修了証書は交付いたしませんので、御注意ください。（公共交通機関の遅延証明書を持参した場合を除く。）
- (5) 全科目を受講されても受講態度等によっては修了と認めない場合があります。
- (6) 研修中の録音、録画、写真撮影及び携帯電話の使用等は一切禁止とさせていただきます。
- (7) 天災などやむを得ない事情により研修を中止する場合等緊急の場合には、受講申込書類に記載されたメールアドレスへお知らせします。
- (8) その他、不明な点等は上記9の問い合わせ先まで照会ください。